

令和 8 年 御 殿 場 市 議 会
3 月 定 例 会 議 案 資 料
(第 2 号)

件 名	頁
議案第 2 3 号 関 係 資 料	1
議案第 2 4 号 関 係 資 料	2
議案第 2 5 号 関 係 資 料	4
議案第 2 6 号 関 係 資 料	5

議案第23号関係資料

御殿場市職員の給与に関する条例の改正概要

1 駐車場等の利用に対する通勤手当の新設

令和7年人事院勧告に基づき、通勤のため駐車場等を利用する職員に対し駐車場等の料金に係る通勤手当の支給を行います。

2 支給の概要

(1) 支給対象職員等

アからウまでの全てに該当する職員等（職員約500人、会計年度任用職員約110人）

- ア 自動車、自転車、原動機付自転車等の交通用具の使用者
- イ 通勤距離が片道2キロメートル以上である者
- ウ 通勤のため駐車場等を利用し、料金を負担することを常例とする者

(2) 支給額

月額5,000円（駐車場等の料金が5,000円未満であるときは、当該料金）

(3) 支給方法

職員本人からの申請（証拠書類を添付）により決定し、現在の通勤手当月額に加算して支給します。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 24 号関係資料

御殿場市国民健康保険税条例の改正概要

1 改正の趣旨

令和 8 年度から賦課・徴収する国民健康保険税に係る子ども・子育て支援納付金分について、税率等を設定するため、所要の改正をするものです。

2 改正の背景

(1) 子ども・子育て支援金制度の創設

令和 6 年の子ども・子育て支援法の改正により、子ども・子育て支援金制度が創設されました。子ども・子育て支援金制度は、社会全体で子育て世帯を支えるため、高齢者を含む全ての世代や企業が支援金を拠出し、こども未来戦略「加速化プラン」による子育て施策の拡充に充てるもので、令和 8 年度から段階的に実施することが規定されています。

子ども・子育て支援金は、加入する医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療保険及び被用者保険）ごとに令和 8 年 4 月から医療保険料と併せて納入するものとされ、市町村国民健康保険は、市町村ごとに保険料（税）率を決定することとされています。

(2) 子ども・子育て支援金納付金

市町村国民健康保険で徴収する子ども・子育て支援金は、医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分と同様に「子ども・子育て支援納付金分」として県が算定した金額を納付することになります。

令和 8 年度分の納付金額については、仮算定として金額（45,392,746 円）が示されています。

(3) 子ども・子育て支援納付金分の賦課方式

子ども・子育て支援納付金分の賦課方式は、県と市町との協議において、被保険者均等割及び所得割の 2 方式に統一することが承認されました。これを受け、当市においても 2 方式で税率を決定することとします。

3 改正の概要

(1) 税率及び賦課限度額等の決定

県が示す納付金額及び県内統一賦課方式をもとに、県が示す標準保険料率を参酌し、子ども・子育て支援納付金分の税率等を次のとおりとしました。なお、子育て世帯の負担軽減のため、18 歳未満被保険者の均等割は「18 歳未満被保険者均等割軽減」として全額軽減し、その軽減額を 18 歳以上被保険者が「18 歳以上均等割」として負担する制度となっています。

区 分	所 得 割	均 等 割	18 歳以上均等割	課税限度額
税率等	0.26/100	1,800 円	140 円	3 万円

【参考】 県が示す令和 8 年度標準保険料率算定結果（仮算定時）

区 分	所 得 割	均 等 割	18 歳以上均等割
税率等	0.27/100	1,749 円	129 円

(2) 軽減措置

18 歳未満被保険者均等割軽減のほか、均等割及び 18 歳以上均等割については、医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分と同様に「低所得者軽減」、「未就学児均等割軽減」及び「産前産後被保険者軽減」の措置があります。

また、「産前産後被保険者軽減」については、所得割も軽減措置があります。

(3) モデルケース

【参考例】 本市国保加入単身世帯及び 2 人世帯の税額（年額）

モデル設定				子ども・子育て支援納付金分		
単 身 世 帯	40 歳 給与収入 200 万円 世帯所得 132 万円	軽減なし	4,200 円	均等割	1 人	1,800 円
				18 歳以上均等割	1 人	140 円
				所得割		2,314 円
				合計		4,254 円
2 人 世 帯	66 歳、64 歳 年金収入 300 万円 世帯所得 140 万円	2 割軽減	5,600 円	均等割	2 人×0.8	2,880 円
				18 歳以上均等割	2 人×0.8	224 円
				所得割		2,522 円
				合計		5,626 円

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第25号関係資料

御殿場市介護保険条例の一部を改正する条例の改正概要

1 改正の趣旨

令和7年の税制改正により給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられましたが、これを適用すると第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に係る保険料収入が減少する可能性があります。このため、介護保険の第1号被保険者（65歳以上）の保険料について、税制改正による影響をなくすため介護保険法施行令の改正が行われたことから、これに合わせて条例を改正するものです。

なお、この条例改正は一時的な保険料収入の減少を防ぐ趣旨で行うものであるため、令和8年度の保険料の算定のみ適用します。

2 改正の概要

(1) 令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例

令和8年度の第1号被保険者の保険料の算定において、給与所得がある者については従前の控除額に調整して行います。また、世帯の住民税賦課状況の判定においても、同様に調整して保険料を算定します。このため、令和8年度分の住民税が非課税となった場合であっても保険料の算定に当たり住民税が課税されているものとみなす場合があります。

(2) 令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例

令和7年度分の住民税が非課税であった者が、給与所得控除の最低保障額の引上げの範囲で就労調整を行ったこと等により令和8年度分の住民税が非課税になったにもかかわらず、(1)の所得の額の算定の特例を適用した結果、令和8年度の保険料の算定において住民税が課税とみなされた場合にあっては、住民税非課税者と判定する所得段階まで減免を行うものです。

3 改正の影響

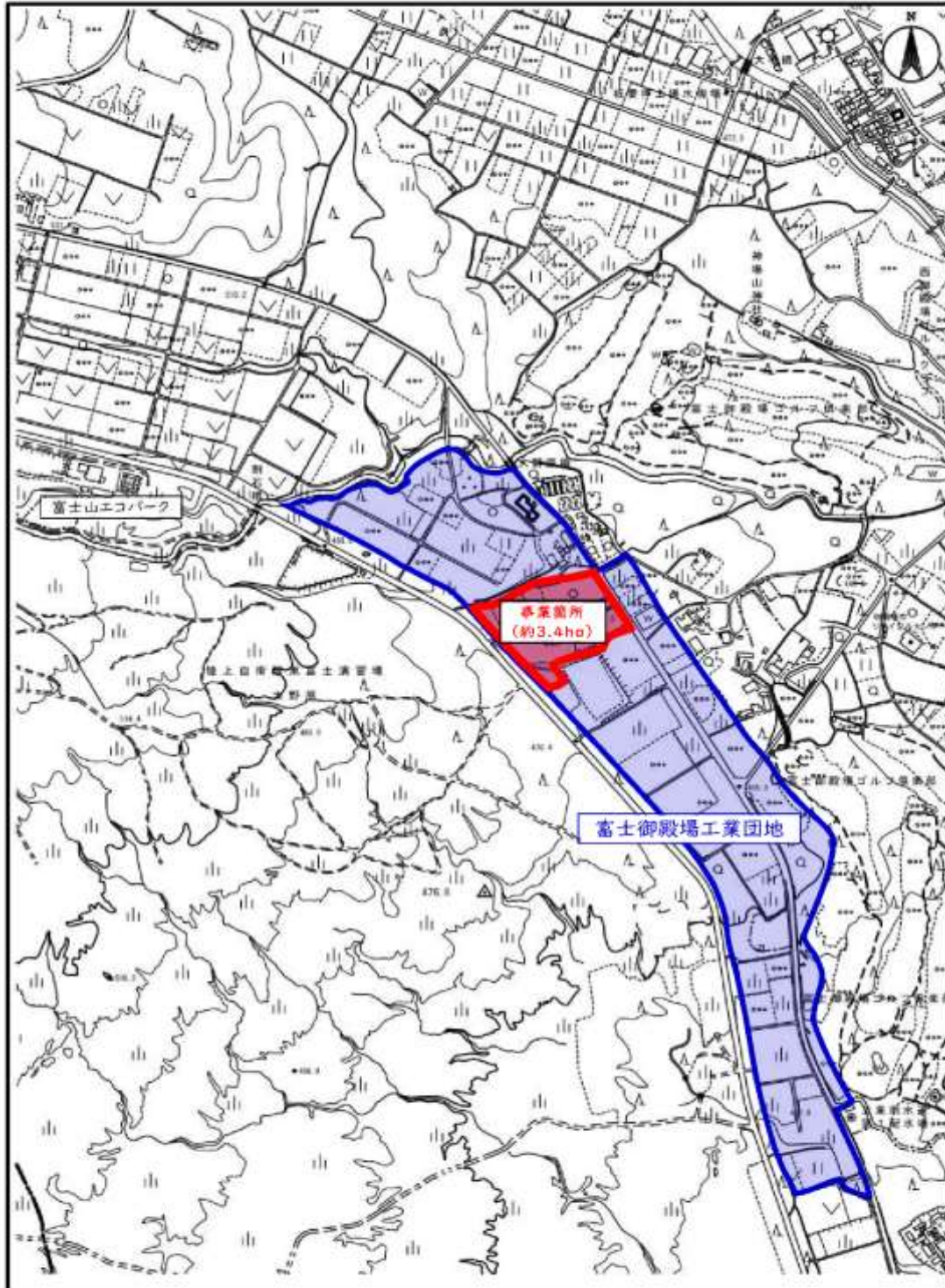
国の試算では、条例の改正をしなかった場合、保険料収入が約1パーセント減少するとされています。これを本市に当てはめると、今回の条例改正により、1,527万円程度の保険料収入の減少を防ぐことができます。

4 施行期日

令和8年4月1日

議案第26号関係資料

富士御殿場工業団地開発事業
位置図



公 図 写
御殿場市神場地内



①
2391-8
原野 31650.02m²
御殿場市

②
2428-2
原野 1996.51m²
御殿場市

土 地 調 書			
NO	地 番	地 目	買 戻 面 積 (m ²)
①	2391-8	原野	31650.02
②	2428-2	原野	1996.51
合 計			33646.53

